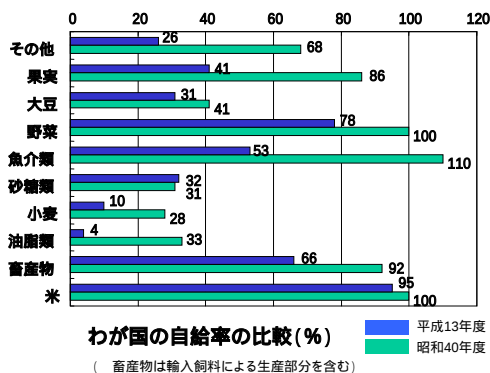
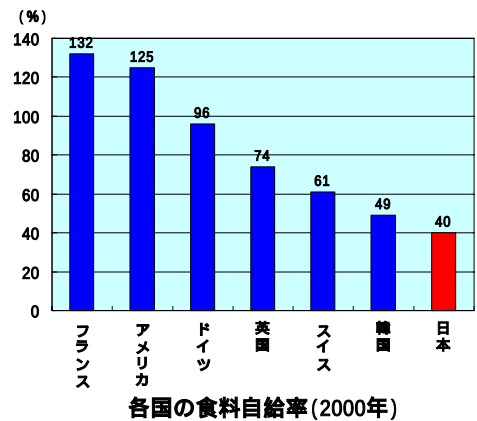


食品の安全性確保のための体制と 取組みについて

平成16年5月19日
内閣府 食品安全委員会
寺尾 允男

1. わが国の食の状況
2. わが国の食の安全確保の新しい仕組み
3. 食品安全モニターを通して見た国民の意識
4. BSEおよび鳥インフルエンザについて
5. 食品安全委員会の今後の課題

1. わが国の食の状況



2. わが国の食の安全確保の 新しい仕組み

食品安全基本法の基本理念

国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、必要な措置が行われること

食品供給行程の各段階において、安全性を確保

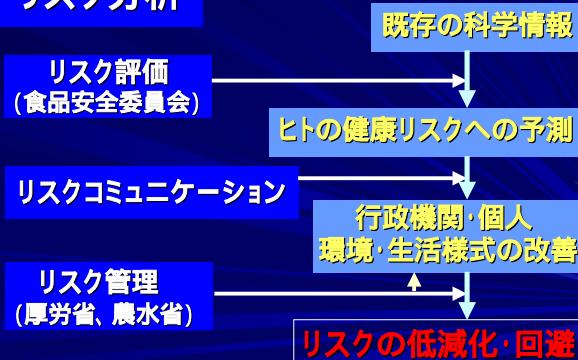
国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置が行われること

食品安全委員会の設置

- 国民の健康保護を最優先に、**食品安全行政にリスク分析手法を導入し**、食品の安全に関するリスク評価(食品健康影響評価)を関係各省から独立して行う食品安全委員会を新たに**内閣府**に設置(平成15年7月1日)

科学情報を食品の安全性確保に反映させるための手順

リスク分析



食品安全委員会の役割

1. 食品健康影響評価(リスク評価)

食品安全委員会の**第一義的な役割**は、「リスク評価」を行うことです。食を介して入ってくる可能性のある化学物質や微生物等の要因について、その健康に及ぼす悪影響のリスクを、**科学的な知見に基づいて客観的かつ中立公正に評価**します。

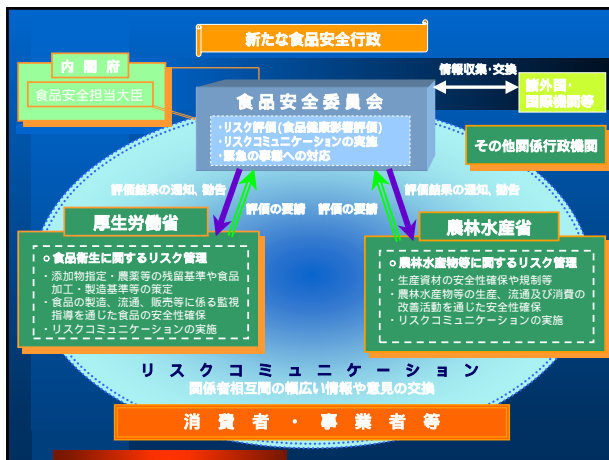
リスク評価の結果に基づき、必要がある場合には、講ずべき施策について勧告を行うことができます。

2. リスクコミュニケーションの実施

リスク評価の内容等に関して、消費者、食品関連事業者など関係者相互間における幅広い情報や意見の交換、すなわちリスクコミュニケーションを、意見交換会の開催、ホームページ等を通じて行います。

3. 緊急の事態への対応

緊急時において、政府全体として危害の拡大や再発防止に迅速かつ適切に対応するため、国の内外からの情報により、事態を早急に把握し、関係各省への迅速な対応の要請や国民に理解しやすい情報の提供等を行います。



専門調査会の構成 (専門委員:延べ200名程度)

食品安全委員会

- 企画
- リスクコミュニケーション
- 緊急時対応
- ＜評価チーム＞
 - 化学物質系評価グループ
(添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質、汚染物質等)
 - 生物系評価グループ
(微生物、ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等)
 - 新食品等評価グループ
(遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等)

食品安全委員会の取組

- 委員会は、平成15年7月1日の発足以来、原則毎週1回開催(通常、木曜日の午後2時から)。4月末までに42回開催。
- 審議の透明性を確保するため、委員会は原則公開。
議事録もホームページ上で公開。

1. 食品健康影響評価の実施

1) 厚生労働省及び農林水産省から、食品健康影響評価(リスク評価)の要請が、4月末までに○○件。

食品安全基本法第11条により、食品の安全性の確保に関する施策を策定する際には、すなわちリスク管理機関が例えば安全性の確保のための規格や基準を策定するに当たっては、原則として、食品安全委員会によって食品健康影響評価が行わなければならない。

2) 既に○○件のリスク評価を実施し、その結果を両省に通知(7月～4月)

- ・かび毒 ○件
 - ・添加物 ○件
 - ・動物用医薬品 ○件
 - ・農薬 ○件
 - ・特定保健用食品 ○件
 - ・遺伝子組換え食品等 ○件
 - ・その他 ○件
- ・サウロバス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
- ・伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保 等

食品健康影響評価の例(農薬)

1 実験動物等を用いた毒性試験

毒性試験：急性毒性試験
反復投与毒性試験・発がん性試験・変異原性試験・催奇形性試験・体内動態試験等

無毒性量 (No-Observed Adverse Effect Level <NOAEL>) の設定
毒性試験の結果に基づき定められる有害な作用を示さない物質の最大量



食品健康影響評価

リスク評価の例(農薬)(続き)

2 一日摂取許容量(ADI)の設定

単位: mg / kg体重 / 日

ADI (Acceptable Daily Intake)

認められるような健康上のリスクを伴わずに、人が生涯にわたって毎日摂取することができる体重1kgあたりの量

1日摂取許容量(ADI) = 無毒性量 / 安全係数

安全係数: 種差・個人差を考慮するための数値、通常は100

3 想定される摂取量がADIを超えないように使用基準を設定

農薬の有効性についての評価が別途必要。

例: アセキノシル(殺虫剤)の残留基準:
ナスの場合には、1ppm

食品健康影響評価

行政的対応

2. リスクコミュニケーションの推進等

- 1) 審議の透明性確保と情報の提供
- 2) リスク評価に関する一般からの意見・情報の募集等

例: 遺伝子組換え食品等の安全性評価基準の策定

- 10月 6日 意見・情報の募集
- 24日 意見を聴く会の開催
- 12月19日 意見を聴く会の開催
- 1月21日 遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準(案)等について、専門調査会で修正
- 1月29日 食品安全委員会で承認

3) 意見交換会・懇談会の開催

消費者団体、食品関連事業者等との意見交換(4月末までに計14回)

食の安全に関する意見交換会の開催

(4月末までに計35回)

厚生労働省・農林水産省などと連携

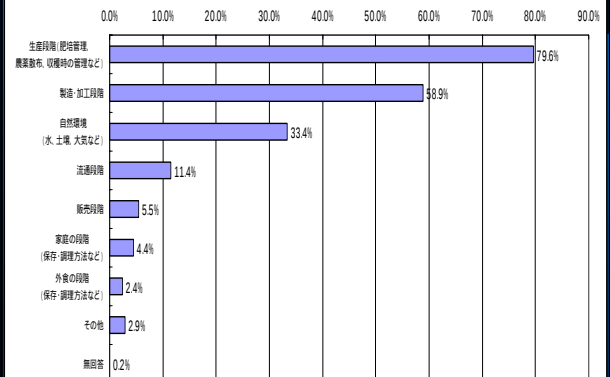
4) 「食の安全ダイヤル」の設置

(03-5251-9220・9221)

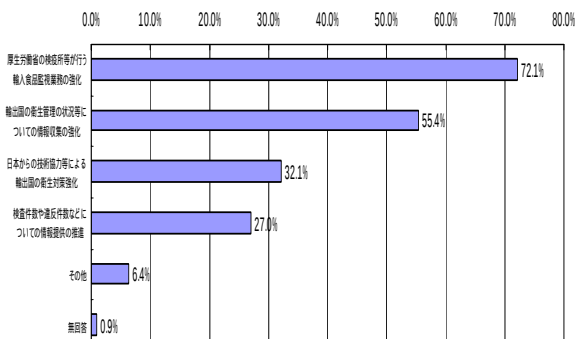
5) 「食品安全モニター」を通じた意見把握等

3. 食品安全モニターを通して見た国民の意識

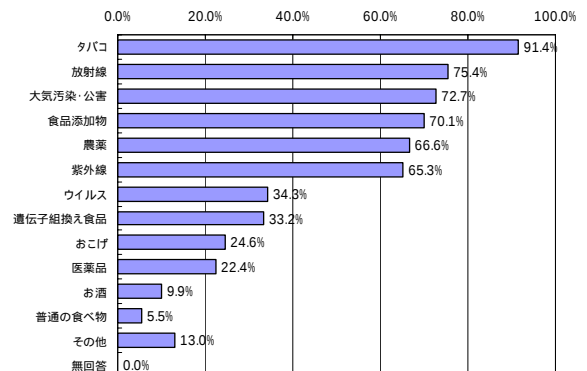
問3 食品の安全性を確保するために改善が必要と考える段階

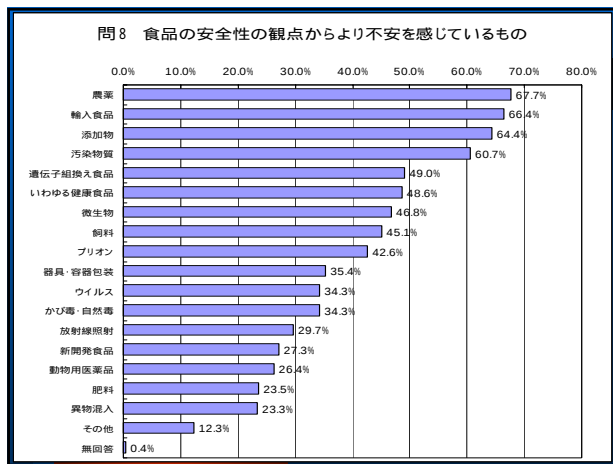


問5 輸入食品の安全性の確保のために行政に期待すること

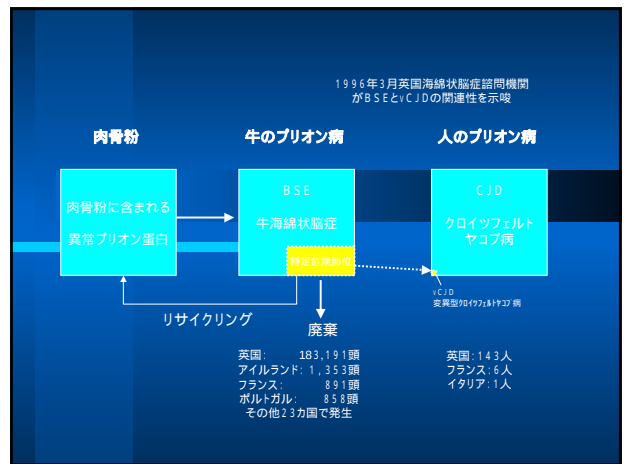


問6 発がんの可能性が高いと感じる要因





4. BSE及び鳥インフルエンザについて



鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

- 万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスがついたとしても、現在のところ、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染することは考えられません。
 - ・ 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
 - ・ ヒトの細胞に入り込むための受容体は、トリのものと異なること
 - ・ 通常の調理温度で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全
- 実際、鳥インフルエンザが、これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、ヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。(海外でヒトが感染した例は、病鳥と密接に接触したヒトがごくまれに呼吸器を通じてウイルスが細胞に入り込んで感染したものと考えられています)

鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

- 国産の鶏卵は、卵選別包装施設(GPセンター)で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60℃のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。

5. 食品安全委員会の 今後の課題

食品安全委員会の今後の重要評価案件

- 清涼飲料水(48種の化学物質及び93種の農薬)
- 遺伝子組換え食品等(ワタ、添加物など)
- 食品からのCd摂取の現状に係る安全性評価
- 飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性菌の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌
- 鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性
- BSE牛の処理検査法及び条件の安全性評価

国際的に見た食の安全性に関する 問題点

- 1 セミカルバジドによる汚染
- 2 アフラトキシンによる汚染
- 3 有害色素スダン - 1の違反使用
- 4 アクリルアミドによる汚染
- 5 養殖鮭のダイオキシン及びPCB汚染
- 6 ノロウイルスの新変異種の発生
- 7 BSE牛の発生
- 8 遺伝子組換え食品
- 9 いわゆる健康食品(医薬品成分の混入)
- 10 病原性微生物(サルモネラ、O-157、カンピロバクター、リステリア、エンテロバクターサカザキ)
- 11 トランス脂肪酸の健康影響